

《商品概要説明書》

普通預金(1)

平成 22 年 10 月 1 日現在適用中

1.商品名(愛称)	・普通預金
2.販売対象	・法人・個人
3.期間	・期間の定めはありません
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預け入れできます ・1 円以上 ・1 円単位
5.払戻方法	・随時払戻しできます
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します ・年 2 回(2 月、8 月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7.税金	・個人の利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ・法人は総合課税となります
8.手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)
9.付加できる特約事項	・個人のもものは「総合口座」の取扱いができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%、担保定期積金の約定利回りに 0.7%上乗せした利率) ・個人のもものは、マル優の取扱いができます
10.中途解約時の取扱い	—
11.金利情報の入手方法	・金利は店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または相談室(9 時～17 時 30 分、電話:058-327-8011)にお申し出ください。 紛争解決措置:東京弁護士会(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記相談室または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話 03-3517-5825)にお申し出ください。

## 普通預金(2)

13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます</li><li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります</li><li>ただし、決済用預金(当座預金・無利息型普通預金等)については全額保護されません</li></ul>
---------------	---